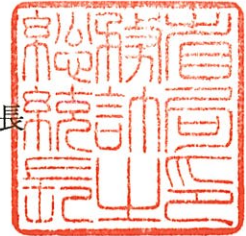


大統領令第 269 号

平成 29 年 12 月 20 日

国土交通省住宅局長 殿

総務省統計局長



平成 30 年住宅・土地統計調査単位区設定への協力について（依頼）

総務省統計局では、平成 30 年 10 月 1 日現在で「平成 30 年住宅・土地統計調査」（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査）を実施することとしており、この度、本調査の実施に先立ち、平成 30 年 2 月 1 日現在で、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）第 12 条の規定に基づき、調査対象の地域を定めるための「単位区設定」を行います。

この「単位区設定」は、都道府県知事が任命した「指導員」が指定された地域を平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月上旬頃までの期間中に実地に巡回し、当該地域の住戸数等を把握し、その情報を元に市町村が調査対象となる区域を設定するもので、本調査の円滑な実施及び結果精度の向上を図る上で極めて重要な意義を持つものです。

つきましては、単位区設定を正確かつ円滑に実施するため、各地方公共団体の住宅関連部局及び民間共同住宅の管理に関係する団体に対し、別添により、単位区設定の実施について周知していただくとともに、都道府県及び市区町村から当該団体の地方組織等に対し住戸数の確認等の依頼がありましたら、協力が得られますよう、よろしくお取り計らい願います。

（参考）

○住宅・土地統計調査について

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和 23 年以来 5 年ごとに行っており、今回の平成 30 年の調査はその 15 回目に当たります。

この調査は、全国 370 万住戸・世帯を対象とした大規模な標本調査です。

連絡先：

総務省統計局統計調査部

国勢統計課住宅・土地調査第二係

入江、川上

TEL 03-5273-1005